

平成 21 年 5 月 15 日

神 奈 川 大 学
学 長 中 島 三 千 男 殿

財団法人 大学基準協会
会 長 納 谷 廣 美

異 議 申 立 に 対 す る 裁 決

標記について、貴大学からの異議申立に対して、法科大学院認証評価に関する規程第 34 条に基づき行った本協会の裁決は次のとおりです。

裁 決

本協会の「法科大学院基準に適合していない」との判定には、学生の受け入れ方針、選抜方法・手続きの適切な設定およびその公表（評価の視点 4 - 1）、学生の適確かつ客観的な受け入れ（評価の視点 4 - 2）に係る点については、異議申立には評価結果を修正すべき相応の理由が認められる。そのほかの点については、その基礎となる事実認定に誤りはなく、異議申立には理由が認められない。

理 由

1 事実

異議申立趣意書（2009（平成 21）年 3 月 25 日付）の提出を受け、理事会の諮問に基づき 2009（平成 21）年 4 月 7 日および 21 日に開催した法科大学院異議申立審査会において慎重に審査を行った。また、同年 4 月 24 日に開催した理事会、同年 5 月 15 日に開催した評議員会において慎重に裁決（案）の内容を審議した。これらの審議を踏まえ、同年 5 月 15 日に開催した臨時理事会において裁決を決定した。

2 異議申立の趣旨および要旨

このたびの異議申立の趣旨は、本協会の「法科大学院基準に適合していない」との判定を取り消し、本協会の「法科大学院基準に適合している」との認定を求めるものである。

本協会の「法科大学院基準に適合していない」との判定の理由は、(1)課程修了の要件の適切性(評価の視点2-11)に関して、授業が半期13回で構成されている点は、大学設置基準の定めにも照らし不適切であり、授業時間数が不足していること、(2)法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置(評価の視点3-6)に関して、法律基本科目である刑事訴訟法担当の専任教員が1年以上欠けていること、(3)学生の受け入れ方針、選抜方法・手続きの適切な設定およびその公表(評価の視点4-1)、学生の適確かつ客観的な受け入れ(評価の視点4-2)に関して、入学試験要項で「社会人についても区別なく」選考するとしながら、社会人志願者に対する成績証明書と個人調書などの配点比率がその他の志願者と異なっていることを入学試験要項などで公表していないこと、の3点である。

また、上記(1)(2)および(3)に係る異議申立の要旨は、以下のとおりである。

(1)については、実地視察において、2009(平成21)年度からは、授業回数半期14回、定期試験日1回としての学年暦を編成する方向で準備を進めている旨報告したところであるが、その後、2008(平成20)年11月19日開催の法務研究科の議を経た後、同年11月21日開催の大学院委員会において、正式に決定した。すでにこの点においても改善されており、現時点においては事実誤認があるので、現状を公表すべきである。

(2)については、教員の適切な配置は、認証評価報告書記載の通り法科大学院の教育の質を保つことを目的にするが、教育の質は保たれていたため、その点に事実誤認がある。

刑事訴訟法の教員が現状欠けているとするが、すでに欠員は解消されているので、その点について事実誤認がある。刑事訴訟法担当者の欠員状態は「一年以上放置」されているとするが、放置してきたわけではなくその点に事実誤認がある。

(3)については、アドミッションポリシーにおいて「社会人についても区別なく」と表現した意味は、社会人に対して特別の試験形式をとらないという意味であり、判断内容の軽重について述べたものではない。

3 異議申立理由に対する判断

本協会の「法科大学院基準に適合していない」との判定に関しては、法科大学院認証評価委員会における評価結果(案)の作成、理事会・評議員会における評価結果(案)の承認について、その判定基礎となる根拠資料の取り扱いに瑕疵は認められない。

そのうえで、以下に、申立てられた個々の論点について審査結果を述べるが、上記「裁判」で記載したとおり一部を除き、それらには理由がないと判断する。

(1)については、法科大学院認証評価に関する規程第6条に、「認証評価にあたっては、別に定める『法科大学院基準』に基づいて作成された『法科大学院点検・評価報告書』、『法科大学院基礎データ』、その他必要な資料の書面評価および実地視察を通じて行うものとす

る」とあり、実地視察までの事実に基づき評価が行われることになっている。本主張は、実地視察後の事実変更にあたり、したがって、認証評価の対象となるものではない。

(2) について、上記(2) の主張要旨に関しては、法科大学院基準の当該評価の視点では、「法律基本科目の各科目に1名ずつ専任教員(専ら実務的側面を担当する教員を除く)が適切に配置されているか。その際、入学定員101~200人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも3科目については2人以上の専任教員が、入学定員200人以上の法科大学院については、公法系(憲法、行政法に関する科目)4名、刑事法系(刑法、刑事訴訟法に関する科目)4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上の専任教員が配置されているか。」と規定していることから、教育の質を保つこととは、すなわち、法科大学院基準の当該評価の視点を遵守していることである。また、本主張では、十分な研究業績もあり、教育歴、教育能力を備えた貴大学法学部の専任教員が刑事訴訟法の講義を担当してきたとあるが、法科大学院基準の当該評価の視点では、上記の点を求めていることから、この主張はあたらない。

上記 の主張要旨に関しては、上記(1) で述べた点と同様である。

上記 の主張要旨に関しては、法科大学院基準では、法科大学院基準の当該評価の視点では、上記の点を求めていることから、当該専任教員の欠員があってはならないことが原則である。このことを踏まえれば、欠員状態が1年以上であった事実は重大な問題であるとせざるを得ない。

(3) については、入学試験要項の「アドミッションポリシー」には、「(1) 選抜試験は、高度の能力と倫理観を備えた多様な人材を公平に選考するため、法学部出身者だけでなく、他学部出身者および社会人についても区別なく、適性試験、学部等の成績、個人調書、社会活動の実績、小論文、面接の結果を総合して行います。」との記述しかなく、本主張の点が入学試験要項に触れていないことを考慮すると、入試要項の表現は、正確性を欠くものであったことは事実である。ただし、この点を理由として本協会の「法科大学院基準に適合していない」との判定を導く判断は、至当といえないと認める。

以 上